

資料 4

公共施設等管理計画（基本方針のみ）

第 3 章

第1節 基本方針

1 公共施設管理の方針

これまで市では、人口の増加や多様化する市民ニーズに対応するため多くの公共施設を整備してきました。こうした対応により、行政サービスの充実を図ることが可能となる一方、近年の人口減少やさらなるニーズの多様化、施設の老朽化などにより、施設の量、質ともに見直しを迫られている状況にあります。

市の歳入増加を望むことが難しい一方、利用者数の減少や施設の役割に変化をもたらす人口減少、少子高齢化の進展に対応するため、人口規模や人口分布に応じた見直しや長寿命化によるコスト縮減により、事業費負担が可能な範囲で維持できるよう、保有施設量の適正化を進める必要があります。

また、行政サービスの効率化と施設サービスの向上を図るため、老朽化した施設の複合・集約化や民間活力の更なる導入による施設配置・運営の適正化が必要です。

さらに、老朽化が進む施設の安全性・耐久性の向上や維持管理コストの増加に対応するため、計画的で適切な改修・更新事業の実施を図る必要があります。

このような状況から、公共施設を適切に管理し、行政サービスの向上を図るための方針として、以下の3つの目標を設定します。

【目標1】施設量適正化の推進

人口規模や市民一人当たりの面積、今後の改修・更新費を踏まえた保有量を設定し、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化によるコスト低減と平準化を図り、施設保有が持続可能となるよう、施設保有量の適正化を推進します。

【目標2】施設配置・運営適正化の推進

老朽化した類似機能施設や近隣施設の複合・集約化や施設の役割や規模に応じた更新により、適切な施設配置を進めるとともに、民間にできることは民間に委ねることを基本とした、現在の運営形態の見直しにより、民間のノウハウを活用した運営の適正化を推進します。

【目標3】適切な改修・更新等の推進

今後も維持管理・活用していく施設については、定期的な点検・診断の実施、耐震化や安全確保などを徹底するとともに、目標使用年数や事業周期の設定などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。

2 インフラ施設管理の方針

これまで市では、市の発展、市域の拡大にあわせて市民の生活を支えるインフラ施設の充実を図ってきました。インフラ施設は市民の生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、近年頻発している台風や地震等の大規模災害に対する備えも必要な状況にあります。

人口規模、効率的なサービス提供の観点を踏まえ、市民生活における重要性及び道路・橋りょう、上下水道の特性を考慮して、中長期的な管理の視点に基づく保有施設量の適正化を図る必要があります。

また、社会要請を踏まえつつ、安全で快適な市民生活を支える都市基盤として必要な機能を十分に確保することや行政サービスの効率化と施設サービスの向上を図るため、居住地域に対応した施設配置や民間活力の導入による施設配置・運営の適正化が必要です。

さらに、長期にわたりインフラ施設を維持管理していくためには、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換し、施設の老朽化と安全性・耐久性向上を含めた長寿命化を図って、今後の市の財政状況を勘案した改修・更新コストの低減を図る必要があります。

このような状況から、インフラ施設を適切に管理し行政サービスを十分に提供できるようにしていくための方針として、以下の3つの目標を設定します。

【目標1】施設量適正化の推進

人口規模や効率的な今後の改修・更新費を踏まえた保有量を勘案し、長寿命化によるコスト低減と平準化及び道路・橋りょう、上下水道の特性に基づく、それぞれの個別施設計画に則した施設量の最適化を図ります。

【目標2】施設配置・運営適正化の推進

災害時におけるライフラインを確保し、居住地域に対応した施設配置や民間企業の持つノウハウや資金の積極的な導入を検討して施設配置・運営の適正化を推進します。

【目標3】適切な改修・更新の推進

定期的な点検・診断の実施、安全確保などを徹底するとともに、各施設の特性に合った予防保全型維持管理による長寿命化を進め、メンテナンスサイクルの構築などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。